

## 土庄町保育所入所選考基準

### 指数1(保育を必要とする事由)

分類	父母の状況	父	母
1 就労	月150時間以上の就労を常態 (週5日就労の場合:1日7.5時間以上の就労)	10	10
	月140時間以上150時間未満の就労を常態 (週5日就労の場合:1日7時間以上7.5時間未満の就労)	9	9
	月120時間以上140時間未満の就労を常態 (週5日就労の場合:1日6時間以上7時間未満の就労)	8	8
	月100時間以上120時間未満の就労を常態 (週5日就労の場合:1日5時間以上6時間未満の就労)	7	7
	月80時間以上100時間未満の就労を常態 (週5日就労の場合:1日4時間以上5時間未満の就労)	6	6
	月60時間以上80時間未満の就労を常態 (週5日就労の場合:1日3時間以上4時間未満の就労)	5	5
	月48時間以上60時間未満の就労を常態 (週5日就労の場合:1日2.4時間以上3時間未満の就労)	4	4
	月48時間以上の内職をしている場合	3	3
2 出産	(出産予定日から8週前の日の属する月初めから出産日から8週を経過する日の翌日の属する月末まで)	—	10
3 疾病・障害	入院(概ね1ヶ月以上の入院)	10	10
	重篤で一日の大部分をベッド上で過ごす必要がある者(医師の証明による)	10	10
	病状・服薬等の影響で仕事を中断し、療養する必要がある者(医師の証明による)	7	7
	病状が軽易であり、日常生活には特に支障はない者(医師の証明による)	3	3
	身体障害者手帳1・2級所持者であり、保育が困難な者	10	10
	療育手帳A1・A2・B1所持者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者であり、保育が困難な者	10	10
	療育手帳B2所持者、精神障害者保健福祉手帳3級所持者であり、保育が困難な者	8	8
身体障害者手帳3級所持者であり、保育が困難な者	6	6	
身体障害者手帳4～6級所持者であり、保育が困難な者	4	4	
4 看護・介護	入院している同居親族に付き添う者(概ね1ヶ月以上の入院)(「1 就労」に準ずるに該当がない場合は「2」点とする。)	「1 就労」に準ずる	「1 就労」に準ずる
	常時寝たきり状態の同居親族の看護・介護にあたる者	10	10
	常時観察及び介護を要する同居親族の介護にあたる者(要介護5、4、3)	10	10
	上記以外の同居親族の看護・介護にあたる者	4	4
5 災害等	火災・水害等で家屋が失われ、復旧にあたる者	10	10
6 求職中	求職活動をしている者(認定日から90日経過した日の属する月末まで)	1	1
7 就学等	学校等に在学している者(「1 就労」に準ずるに該当がない場合は「2」点とする。)	「1 就労」に準ずる	「1 就労」に準ずる
	職業訓練を受けている者(「1 就労」に準ずるに該当がない場合は「2」点とする。)	「2 就労」に準ずる	「1 就労」に準ずる
	通信教育を受けている者	3	3
8 虐待・DV等	児童の虐待・DVを受けている(恐れがある)場合	20	
9 その他	父母の死亡、離別、未婚、単身赴任、行方不明、拘禁等の場合	10	10
	上記に該当するものはないが、町で保育が必要であると認める場合	状況により判断	状況により判断

### 指数2(優先事由)

要件	状況	指数
加算	ひとり親家庭の場合(離婚調停中も含む)	+13
	生活保護世帯で、就労することが必要である場合	+1
	虐待やDVなどにより、社会的養護が必要な場合	+10
	子どもが障害を有して、優先的に集団の保育を受けることが必要な場合	+3
	産休・育休満了後と同時に利用を希望している場合	+2
	きょうだいが保育所、認定こども園(2号・3号利用)又は地域型保育を利用している場合	+1
	きょうだいが同時に入所を申し込んだ場合	+1
	多胎児(双子、三つ子等)である場合	+1
	父又は母が小豆郡内の保育施設等に勤務(内定)している保育士である場合	+3
減算	同居の祖父母(60歳未満)が就労していないことなどから家庭で保育することができる場合	-3
	次年度の10月以降の入所希望である(入所希望年度の前年度中の入所選考に限り適用)	-2
	町や施設への相談なく在所児(または卒所児)の前年度の保育料に未納がある場合	-10
	上記以外で在所児(または卒所児)の前年度の保育料に未納がある場合	-3

### 優先度合判断基準

1 指数1の点数が大きい方を優先する。
2 入所希望月が早い方を優先する。
3 就学前児童が多い世帯を優先する。
4 既に勤務している場合と、就労内定の場合では、前者を優先する。
5 外勤(自営業以外)と自営業との場合では、前者を優先する。
6 祖父母の居住地について、より遠隔地に居住している方を優先する。
7 同点数で他に希望する施設で空きがある場合と、他に希望する施設で空きがない場合では、後者を優先する。

### ◎選考過程

1 「指数1」と「指数2」の合計点数が高い方から順に選考する。
2 選考過程の1で決まらない場合には、優先度合判断基準により選考する。(数字が小さい事由をより優先する。)
3 1～2における選考で空きがある場合には、他市町村の児童について入所の選考を行う。

児童情報					
保護者名					
児童名		生年月日	平成	年	月 日
入所を希望する保育所、認定こども園、地域型保育					
第1		第2		第3	
第4		第5	/		
点数表					合計
指数1			指数2		(指数1+指数2)
父	母	計(父+母)			
					記入日
					記入者

### ※新年度の入所選考時における、転所児と新入所児の優先判断基準

#### ○転所児を優先する場合

・地域型保育の対象年齢(満3歳未満)ではなく、他の保育所・認定こども園を希望する場合
・きょうだいが別々の保育所等に入っていて、同一の保育所等に転所を希望する場合
・居住地や勤務先が変更となり、現在利用している園が通勤経路から大きく外れる場合(目安5km)
・勤務先における就労時間等が変更となり、延長保育のある施設への転所を希望する場合
・その他、現在の施設への通所が困難であると町が認める場合

#### ○新入所児を優先する場合

・転入児が「転所児を優先する場合」以外の自由で転所を希望している場合
------------------------------------